

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
温風暖房機保守点検役務		2023E-10	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5年 4月 26日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する温風暖房機保守点検役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）は、この仕様書に規定する範囲内において、この一部をなすものであり、この入札書または、見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

本役務の目的は、温水発生機の保守点検を実施し、故障等を未然に防止する等、機器本体の正常な機能を発揮させるものである。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務実施機器

役務実施機器は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の内容は

役務の内容は、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領によるほか、受注者は本役務終了後、監督官に温風暖房機保守点検結果報告書（様式随意）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 役務写真

受注者により作業段階毎に撮影し、A4-S版に整理し監督官へ提出するものとする。

4.1.2 役務工程表

役務実施に先立ち、役務工程表を作成し監督官へ提出するものとする。

4.1.3 その他提出書類

その他、監督官に提出を求められた書類がある場合は速やかに提出するものとする。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 写真

- a) 役務実施場所において写真撮影をする場合は監督官の立会のもと実施するものとする。
- b) デジタルカメラを使用する場合は、役務終了後受注者の責任において保存データを削除するものとし、フィルムカメラを使用する場合は、フィルムを監督官へ提出するものとする。

4.2.2 図面

受注者は、発注者から貸与された図面等を当該関係以外に貸出、複写・閲覧させてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 本役務の安全管理は、遺漏なく行い事故防止に留意するとともに、事故等の発生においては、受注者の責任において処置し、速やかに監督官に報告するものとする。
- b) 役務実施中に役務対象機器等の不備又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに監督官に報告し、その処置について指示を受けなければならない。
- c) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

4.3 疑義

仕様書等に定められた内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.4 補償

- a) 役務実施中、既存施設等に損害を与えた場合には、監督官に報告するとともに、受注者の責任において速やかに原状回復させるものとする。
- b) 役務完了後、機能不良等となり、その原因が受注者の責に帰すべき理由のものは、受注者の責任において現状回復させるものとする。

4.5 法令の厳守

受注者は、役務の実施にあたり、本仕様書に規定する他、関係法令等を遵守し、役務の円滑なる進捗を図るとともに、関係法令の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

4.6 電気及び水

本役務で必要とされる電気及び水は、受注者の負担とする。